

資料5-1

現行使用料金（自然と川の博物館条例で定めた額と同じ）

（1）観覧料（入場料）

区分	観覧料の金額	
	個人	団体（20人以上の場合に限る。）
一般	410円	一人につき 240円
学生・生徒	200円	一人につき 120円

備考

- 義務教育終了前の者については、無料とする。
- 年間観覧料（同一人が一年間自然と川の博物館の展示する資料（特別の資料を除く。）を観覧しようとする場合の観覧料をいう。）の金額は、次のとおりとする。

区分	年間観覧料の金額
一般	1,500円
学生・生徒	750円

（2）資料の特別利用料

区分	単位	特別利用料の金額
熟覧	一点一日につき	1,250円
模写・模造	一点一日につき	2,500円
撮影	一点一カットにつき	4,180円
原板使用	一点につき	3,130円

備考

- びょうぶは、一隻を一点とする。
- 一そろいをなす卷子は、一卷を一点とする。
- 掛軸は、一幅を一点とする。
- その他の資料は、各個を一点とする。

（3）施設等利用料金

ア 体験施設

施設の名 称	区 分	使用料の金額
アドベンチャーシアター	一般・学生・高等学校の生徒	430円
	義務教育終了前の者	210円
荒川わくわくランド	一般・学生・高等学校の生徒	210円
	義務教育終了前の者	100円

イ 駐車場

施設の名 称	自動車の種別	単 位	使用料の金額
埼玉県立川の博物館駐 車場	大型特殊自動車	一回に つき	1,030円
	乗合型自動車		
	普通自動車（乗合型自動車を除く。）	一回に つき	300円
	小型自動車（二輪自動車を除く。）		
軽自動車（二輪自動車を除く。）			
	小型特殊自動車		

備考 「乗合型自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第三条に規定する普通自動車のうち、乗車定員十一人以上のものをいい、その他の自動車の種別は、同条に規定するところによる。

ウ ふれあいホール及び会議室

施設等の名称	利用区分	使用料の金額
ふれあいホール	一時間	810円
会議室	一時間	230円

エ 附属設備

附属設備の名称	単位	利用区分	使用料の金額
書画カメラ	一式	一回	1,180円
16ミリ映写機	一式	一回	790円
ビデオプロジェクター	一式	一回	440円
35ミリスライド映写機	一式	一回	400円

(4) 料金徴収方法

使用料は、利用当日現金徴収

※ 指定管理者は、上記利用料金及び料金収納について、自然と川の博物館条例の規定に基づき、あらかじめ知事(県教育委員会)の承認を得て、百分の百二十を乗じて得た額(別表第二備考第二号の表にあっては同表に掲げる額とし、特別の資料を展示する場合にあっては別に知事(県教育委員会)が定めた観覧料の額)を超えない範囲以内で定める。